

「東京 マンション管理・再生促進計画」について

1 計画の目的・位置付け等

- 「東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例（マンション管理条例）（平成 31 年 3 月制定）」に基づき、マンションの基本的施策を具体化し、総合的かつ計画的に推進するための計画として策定（計画期間：令和 2 年度から令和 11 年度まで）
- 『未来の東京』戦略ビジョンにおいても、マンションの適正な管理・再生の促進を位置付け

2 今後 10 年間の目標と具体的な施策展開

- マンション管理条例に基づく届出制度を活用し、適正管理から円滑な再生につながる切れ目ない支援策の展開

（1）マンションの適正な管理の促進

目標 1 管理組合による自主的かつ適正な維持管理の推進

- ・管理適正化指針（昨年 10 月制定）や管理ガイドブックの活用を促進
- ・防災対策やコミュニティ形成など、マンションの社会的機能を高める取組の促進
- ・アドバイザー制度など、マンション管理士等の専門家の活用促進

目標 2 管理状況届出制度を活用した適正な維持管理の促進

- ・管理状況届出制度（昭和 58 年以前の新築・6 戸以上を対象）の積極的な周知、確実な運用
- ・届出制度により把握した管理状況に応じ、必要な助言・支援等を実施

目標 3 管理の良好なマンションが適正に評価される市場の形成

- ・既存マンションの購入希望者に対するマンションの管理情報の的確な提供を促進
- ・優良マンション登録表示制度の登録に向けたインセンティブとなる方策等を検討

（2）老朽マンション等の再生の促進

目標 4 マンションの状況に応じた適切な再生手法を選択できる環境の整備

- ・省エネ等、環境性能を向上させる取組の促進
- ・都市居住再生促進事業等を活用したバリアフリー等の改修の促進
- ・敷地売却制度（マンションとその敷地を一括で売却）に係る効果的な支援策の検討

目標 5 旧耐震基準のマンションの耐震化の促進

- ・管理状況届出制度等を活用したマンションの耐震化の取組状況の把握
- ・区市町村による助成制度の創設への働きかけ及び都の補助事業の充実を検討

目標 6 まちづくりと連携した老朽マンション等の再生

- ・マンション再生まちづくり制度の普及、活用の促進
- ・複数のマンションの一体的な再生に対する支援策の検討

3 計画の推進に向けて

- 国や区市町村はもとより、関係機関、専門家など関係者相互の情報共有や連携強化を図るとともに、施策に従事する行政職員やマンション管理士、建築士など専門的人材を育成・確保
- 定期的に進捗状況を把握し、施策効果の検証等を行うとともに、状況の変化にも的確に対応し得るよう、必要に応じた見直しを実施